○国土交通省告示第七百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）の認可をしたので、同条三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年五月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県飯能市大字大河原字西駒坂、字竹ヶ窪、字岩ノ谷、字清水入及び字龍岸下の各全部、字赤根ヶ峠、字大谷詰、字丸山、字井戸入、字東駒坂、字金穴、字前谷、字杉ノ谷、字中里平、字大谷口、字殿屋敷及び字蜂平の各一部、大字小岩井字端地、字続久保及び字日向の各一部、大字上畑字穴郷の一部、大字下畑字穴郷、字穴郷御殿ヶ入及び字釜下の各一部

四　土地区画整理事業の名称　飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県東松山市高坂一〇五八番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成四年五月二十八日

七　事務所の所在地の変更　埼玉県飯能市仲町十二番九号ＹＫＳ飯能駅前ビル三階

八　施行規程の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十四年六月十五日

○国土交通省告示第七百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）の認可をしたので、同条三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字禄呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動墓、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中墓、字大名神、字明神西、字谷頭、字虫送り及び字遠原の全部、金田字天神下、字大坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、上野字東久保、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字柵ノ内の全部、上野字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字馬観音、字滝ノ墓、字岩ノ入、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田迎、字谷頭、字溝端、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上中谷、字中畑、字作ノ久保、字並松、字東浦、字不動前、字アシタ、字阿弥陀、字六反田及び字侭田の各一部、中根字陣場台及び字遠原の全部、中根字幕下、字毘沙門、字中谷津、字滝ノ墓及び字小谷津の各一部、横町字庚申塚、字中原、字小谷津、字中谷津及び字前原の全部、横町字幕下、字陣場墓、字陳場墓、字遠原及び字中谷の一部、栄字中原、字遠原、字中谷津及び字昆沙門の全部、栄字簇下及び字幕下の各一部

四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年五月十八日

七　施行規程の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十四年六月十五日

○国土交通省告示第七百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業の事業計画の変更（第七回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年六月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年六月十六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　岩手県盛岡市西仙北一丁目十六番十号　独立行政法人都市再生機構岩手都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第五回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年六月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年六月十六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　山形県山形市大字松原千五百四番地二　独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　花巻市石鳥谷町中寺林第三地割四七番一から同市石鳥谷町中寺林第四地割四六番一まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年六月十五日

○関東地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四街道市南波佐間字笹目沢三九〇番一から同市南波佐間字笹目沢三三九番五	前	一〇・八九～五三・三五メートル	一三・七八～七六・七六キロメートル
	後	一〇・五七〇メートル	一三・七八～七六・七六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日野市多摩平四丁目一〇番地内	前	二二・〇四～二六・五六メートル	〇・〇〇八～〇・〇〇六キロメートル
	後	二二・〇四～二六・六六メートル	〇・〇〇八～〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所